中小企業の事業再生局面における個人保証をめぐる課題

中小企業の再生を促す 個人保証等の在り方研究会 報告書(概要)

平成23年5月中小企業庁 金融課

研究会概要

中小企業庁金融課長の私的研究会。中小企業金融の実務や事業再生における課題を洗い直し、有識者との意見交換を進める中で、政策的な論点整理を行った。

• 研究会日程

(第1回)平成22年11月25日(木) 15:00-17:00

- ・個人保証の実態と保証・担保に依存しない融資慣行について
- •事例報告:停止条件付保証等新たな取組と課題

(第2回)平成22年12月20日(月) 15:00-17:00

- ・再生局面における個人保証の在り方について(1)
- ・事例報告:中小企業再生支援協議会における取組

(第3回)平成23年1月18日(火) 10:00-12:00

- ・再生局面における個人保証の在り方について②
- •「民事再生法対象企業アンケート調査」報告
- •事例報告:九州での再生事例と問題点

(第4回)平成23年2月17日(木) 10:00-12:00

- ・事例報告:信用保証協会の再生支援について
- ·事例報告:事業再生ADRの制度検討課題
- ・事例報告:関西での再生事例と法制審の論点
- ・事例報告:サービサーにおける事業再生

(第5回)平成23年3月9日(水) 10:00-12:00

- ・「個人保証に関するアンケート調査」報告
- 個人連帯保証に関する監督指針の改正について
- •「報告書(案)」検討

研究会メンバー

獅子倉 基之 りそな銀行 審査部 事業再生支援室 室長

多比羅 誠 ひいらぎ総合法律事務所 弁護士

寺坂 幸治 中国銀行 融資部長

中井 康之 堂島法律事務所 弁護士

中島 弘雅 慶應義塾大学法科大学院 教授

中村 廉平 商工組合中央金庫 法務室長

藤原 敬三 中小企業再生支援全国本部 統括PM

松下 淳一 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

松嶋 英機(※)西村あさひ法律事務所 代表パートナー 弁護士

三上 徹 三井住友銀行 法務部長

山田 晃久 山田サービサー総合事務所 代表取締役

(※)座長

オブザーバー 金融庁 監督局 総務課

法務省 民事局

事務局 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課

中小企業における事業再生の現状

政府は、法的整理手続として民事再生手続や、私的整理手続として中小企業再生支援協議会及び事業再生ADR制度等、事業再生のための制度整備を進めてきた。

事業再生関連制度の整備

1996年	整理回収機構(RCC)設立	貸付債権等の買取り並びにその管理・回収等
1999年	産業活力再生特別措置法(「産活法」)	事業再構築計画の認定を受けた事業者に商法等の特例
2000年	民事再生法施行	倒産手続の迅速化に資する再建型倒産手続、小規模個人再生含む
2001年	私的整理に関するガイドライン制定	私的整理を行うに至った場合の関係者間の調整手続き等
2002年	会社更生法改正(1952年制定、2006年改正)	事業の維持・更生を目的としてなされる更生手続、株式会社のみ
2003年	産業再生機構設立(2007年解散)	債権買取り、資金の貸付け、債務保証、出資等
2003年	中小企業再生支援協議会の設置	専門家による相談、助言、再生計画の策定
2005年	破産法改正(1922年制定)	手続の簡素化、自由財産の範囲の拡大
2006年	会社法施行	会社整理の廃止、会社分割制度を規定
2007年	事業再生ADR制度創設(産活法改正)	金融債権者のみを対象とした私的整理手続、中立的立場にある専門家の下で調整
2009年	企業再生支援機構設立	産業再生機構と略同様。三セクが対象から外れ、大企業も対象に

□ <u>民事再生手続(2000年)</u>

多数決で手続が進み、手続が明確に法定されているため、私的整理に比して債権者の同意を得やすい。

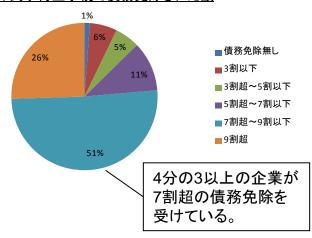
□ 中小企業再生支援協議会(2003年)

中立公正な第三者としての調整機能を果たす目的で、各都道府県に設置。

□ 事業再生ADR制度(2007年)

メインバンク主導ではなく、事業再生の専門家による中立的な立場で調整を行い、高い信頼性が確保できる。

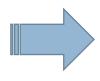
(図5)民事再生手続で債務免除された額



※民事再生法申請企業3.627社に対しアン ケート調査を実施。(第3回研究会にて発表)

問題意識(出発点)

- 事業再生に関連する様々な制度整備が進められてきた一方、法人が各再生手続によって債務免除を受けられたとしても、経営者の保証債務の履行や、保証債務の残存によって、企業の再生自体が困難となるケースが存在する。
- (入口論)そもそも中小企業金融において、個人保証に過度に依存しない(個人保証を外した)融資を行うことは可能か。
- (出口論)中小企業の事業再生局面において、経営者責任のとり方、個人保証債務の履行や残存等、法人の再生と共に、経営者の個人保証に関する問題の解決が図れないか。



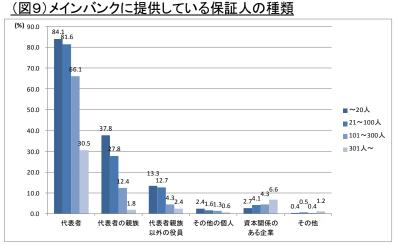
モラルハザードを起こさず、中小企業経営者の予見 可能性を高め、早期事業再生が容易になるような制 度設計は可能か。

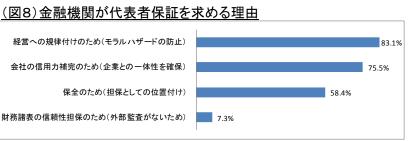
個人保証の入口論における課題①

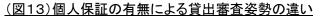
個人連帯保証を大半の中小企業(約75%)が提供。経営への規律付けや信用力補完の観点から保証徴求が慣行化し、経営者サイドからの保証免除は難しい。

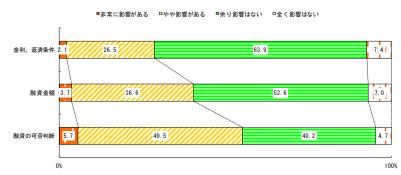
• 中小企業金融における個人保証の活用状況

- 個人保証は一般的に利用されており、企業規模が小さくなるほどその傾向は顕著(図9)。個人保証の有無は、金利、融資金額、融資の可否判断等に影響を及ぼす(図13)。
- 徴求目的は、経営への規律付けや信用力補完であるにも関わらず(図8)、実際に規律 ある経営がなされていたとしても必ずしも保証を免除される理由とはなっていない(図14)。









(図14)代表者保証を徴求しない債務者企業の特徴

	(%)
財務内容が良好である	61.5
他行が代表者保証を受け入れていない	43.3
サラリーマン社長である	35.8
上場している	35.0
担保で全て保全されている	19.8
会社保有資産が多い	16.6
業種の信用リスクが低い	13.1
必要な財務情報が適時開示されている	10.7
代表者が信頼できる人物である	4.0
事業年数が長い	1.6
その他	14.4

※金融課の委託調査により543の金融機関に対しアンケート調査を実施。(第5回研究会にて発表)

個人保証の入口論における課題②

個人保証に過度に依存しない融資の推進については、政府系金融機関を中心に取り組んでいるところだが、様々なネックがあり現在のところ活用は限定的である。

- 保証・担保に依存しない新しい融資慣行や手法
- □ 流動資産担保融資(ABL)

在庫や売掛債権を担保とした融資。信用保証協会ではABL保証制度を実施。普及のネックは第三者対抗要件が一元化されていない、譲渡禁止特約付きの債権が担保として利用できない、ファイリングシステムが未整備、等。

□ 停止条件付保証契約

コベナンツ(非財務コベナンツが主)に抵触しない限りにおいて保証が発生しない取組で、 経営者に対して透明性のある経営・財務報告を行うインセンティブを与えられる。普及の ネックはモニタリングコスト、その正確性の確証が困難なこと、中小企業の説明能力不足、 等。

□ 新株予約権付融資等コベナンツ付ハイブリッドファイナンス、シンジケートローン

コベナンツに抵触すれば新株予約権の行使が可能になるというエクイティ的なガバナンスの手法や、シンジケートローンにおいて他行の担保取得や保証取得に対して報告義務を課すなどの方法により、間接的に経営規律や保全が確保される。普及のネックは、コストが高いことや金融機関によるハンズオン能力の欠如、一定規模以上の資金需要が発生したときにしか使いづらい点、等。

入口論における課題・まとめ

- 個人保証制度の入口論については、包括根保証の廃止が2004年の民法改正で行われ、法制審議会民法(債権関係)部会で保証に関する論点が取り上げられるなど、継続的に課題解決に向けた取組がなされている。
- 一方、中小企業の資金調達は依然として個人保証に依存しているため、個人保証を求めない新たな融資慣行や手法の定着には時間がかかる。
- 政府系金融機関等においても、第三者保証については原則非徴求であるものの、本人保証は必要としている。

安易な個人保証制度の撤廃や、一律的な保証の制限は、結果的に与信の縮小や経営規律の低下を招くため、リレバンの推進や新たな融資手法の導入など、中長期的な取組が求められる。(入口の保証契約は、そもそも保全や経営規律の担保を目的としている。)

個人保証の出口論における課題①

中小企業においては、経営者自身が重要な経営資源であることが多いにもかかわらず、原則論として経営者責任(経営者交代)を問われることで、早期事業再生を妨げているおそれがある。

• 経営者責任としての責任者の交代

• 私的整理ガイドライン等の公的な私的整理スキームにおいては、明示的に経営者の交代を求めている。

「私的整理ガイドライン」(抜粋)

- 7. 再建計画案の内容
- (5)対象債権者の債権放棄を受けるときは、債権放棄を受ける企業の経営者は退任することを原則とする。

「事業再生に係る認証紛争解決事業者(事業再生ADR)の認定等に関する省令」(抜粋) 第14条第1項第4号

(債権放棄を伴う事業再生計画案)

第十四条 <u>第八条の事業再生計画案が債権放棄を伴う場合、当該事業再生計画案は次に掲げる事項を含むものでなければならない。</u>

四 役員の退任(事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)

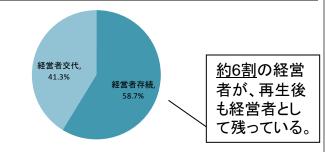
「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」(抜粋)

6(5)(5)

対象債権者に対して金融支援を要請する場合には、経営者責任の明確化を図る内容とする。

- 一方、中小企業の事業再生においては、<u>経営者自身が</u> <u>当該企業の経営資源であることが多い</u>ため、経営者の 存続を前提とした方が再生計画の実効性が増すケース (図20)経営者が交代し が多い。実際に法的整理では、相当数の経営者が企業 に残っている(図18、図19、図20)。
 - ※中小企業が倒産する際には、悪意を持って詐害行為を行う 経営者がいることも事実であるため、原則論として経営者を残 すとすることは難しいのではないかという指摘もある。

(図18)民事再生手続申請企業における経営者交代の有無



(図19)経営者が交代した場合の新たな経営者の属性

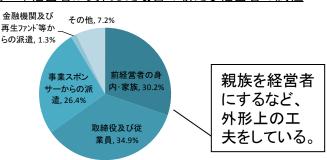
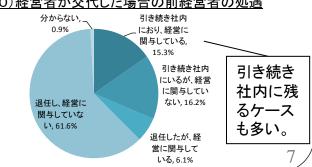


図20)経営者が交代した場合の前経営者の処遇

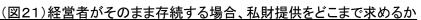


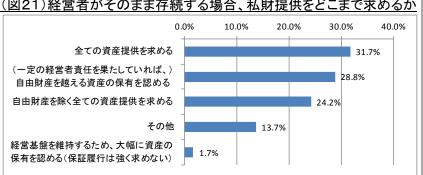
個人保証の出口論における課題②

保証債務をどこまで履行するかの基準が無く、複数金融機関での調整プロセスも 存在しないため、結果的に保証履行請求においては全ての私財提供が必要とされ、 再生に必要な経営基盤が残せないおそれがある。

経営者責任としての個人保証債務の履行

- 履行請求時の硬直的な対応
- 金融機関は原則的には全ての資産提供を求め ている(図21)。その理由には以下が存在する。
 - 1)一定の資産の保有を認めると、債権放棄時 に無税償却が認められなくなるおそれがある。
 - 2)本来回収できる資産を残すことで、株主から 善管注意義務違反を問われるおそれがある。
 - 3)保証履行を求めないことで地域の他の債務 者にモラルハザードを引き起こすおそれがある。





※一方、保証人からの回収はそれほど期待で きないため、手間とコストをかけてまで保証履 行を求めることはしないという実態もある。

調整機能の不在

- 大半の金融機関が保証債務の免除を行って、経営基盤を残そうとしたとしても、ある金融 機関が全ての資産提供を求めれば、結局経営基盤は残せないことになる。また、保証債 務の履行は、法人の事業価値の毀損防止のため、法人計画の策定に遅れることが多く、 金融機関が個別に保証債務の整理を行っているのが実態である。
 - ※中小企業再生支援協議会では、法人債務と個人保証債務を原則一体的に処理している。

個人保証の出口論における課題③

金融機関は保証債務者から私財を全て回収したとしても、本当に保証人に資産が無いのか分からないため、金融機関は残った保証債務を免除することができない。

• 保証債務履行後の保証債務の免除

□ 保証人の資産が正確に把握できない

金融機関は保証人の個人資産を把握するために 様々な手段を取っているが(図23)、詐害行為や虚 偽のおそれがあり、完全に保証人の資産を把握する ことが困難である。

□ 税務上のリスクがある

貸倒れを税務上損金処理するためには、保証人から私財を完全に回収する必要があるため、安易に免除ができない(法人税基本通達9-6-2)。



3.5%

法人税基本通達

(回収不能の金銭債権の貸倒れ)

9-6-2 法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

(注)保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

□ 一斉に個人保証を外す必要がある

複数の金融機関に保証債務がある場合、一行が保証債務免除を行って後に資産が発見されたときに、一行だけ保全できなくなるおそれがある。

個人保証の出口論における課題4

民事再生手続で法人の債権がカットされても、民法の附従性は従たる債務である 保証債務には及ばない。また、保証債務を整理するための法的手段も利用は限定 的である。

• 保証債務残存の問題

(図24)経営者の交代の有無別に見た個人保証整理手続

22.6%

民事再生法においては、法人の債務がカットされて も従たる債務である保証債務まで効力が及ばない。

法的整理

46.7%

経営者交代

10.7 36.0 28.7 2.8 9.0 12.9 ■個人で民事再生手続を行った
■ 個人で破産手続を行った
■ 金融機関と任意で交渉・対応した
■ 債権売却先のサービサーと任意で
交渉・対応した

■その他

【民事再生法】(再生計画の効力範囲)

第百七十七条

2 <u>再生計画は、</u>別除権者が有する第五十三条第一項に規定する担保権、<u>再生</u> <u>債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対</u> <u>して有する権利</u>及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保 に影響を及ぼさない。

- よって、法人の債務処理とは別に、個人の債務処理を行う必要がある。経営者が存続する場合、法的整理はレビュテーションリスクから忌避される傾向にある(図24)。
- □個人破産

簡便に債務を整理することができるが、特に地方ではレピュテーションリスクが大きい。

□ (個人による通常の)民事再生手続

法人について民事再生手続が取られているときは、予納金を低額なものとする運用が東京地裁、大阪地裁など主要な裁判所では行われているが、あまり周知はされていない。

□ 小規模個人再生制度

負債の上限額が5,000万円に限定されていることや、最低弁済基準額などの要件が課されているため、中小企業の経営者の保証債務を処理する仕掛けにはなっていない。 10

出口論における課題・まとめ

- 中小企業の経営者が事業再生に踏み切ろうとしたとき、個人保証 債務が表面化する。経営者責任(経営者交代)を問われるならば、 法人が再生可能であるにも関わらず、経営者自身は再生に対する インセンティブが低くなるおそれがある。
- 金融機関サイドも、保証人の資産背景が正確に分からないため、 無税償却、善管注意義務、モラルハザードといった観点から、個人 保証を免除してまで事業再生を支援するインセンティブに欠ける。
- 法的整理(民事再生手続)を利用しても、(中小企業金融実務においては法人と経営者は一体として管理しているにも関わらず、)個人保証債務に効力が及ばないため、保証債務が残存してしまう。

中小企業サイドからの経営責任や保証債務履行のあり方に予見 可能性を持たせると同時に、金融機関サイドにも公平・公正なプロ セスを提示し、税のインセンティブを与えることで、早期事業再生が 実現するのではないか。

その他の課題

サービサーの活用で債権の時価売却が可能になるが債務者の再生には障害とな りうる。また、信用保証協会の求償権債務の扱いや、破産者に対する金融実務が 課題である。

サービサーによる処理

金融機関は、バルクセールによって確実に損金算 入が可能。一方、金融機関からのニューマネー獲得 は困難になるおそれがある(図25)。

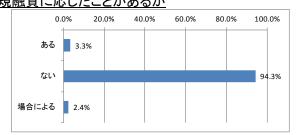
政府系金融機関等の事業再生への取組

信用保証協会付債権では、内規により債権放棄の 定めがあるものの、求償権債務が残存し長期にわ たって少額弁済しているケースや、実質上履行を求 めないままそのまま残っているケースもある(図26)。

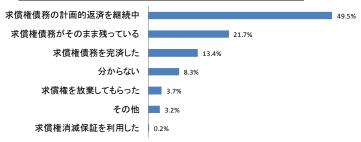
法的整理のレピュテーションリスク

地域で事業を続けたい企業にとっては、法 的整理に伴うレピュテーションリスクの問題 がつきまとう。金融機関も実際に破産経験 のある個人が経営する企業に対する融資 には慎重になると回答している(図27)。

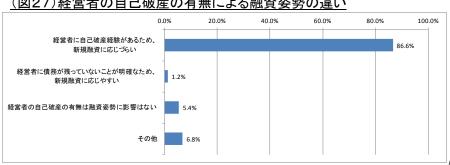
(図25)サービサーに債権売却後に、当該法人に対する新 規融資に応じたことがあるか



(図26)民事再生企業の保証協会宛債務の状況



(図27)経営者の自己破産の有無による融資姿勢の違い



政策出口の検討①

個人保証は、中小企業金融における構造的な課題に対する最も安価なツールとして利用されているが、中長期的なリレバンの取組みがそれに取って代わりうる。

- 個人保証の入口論における課題と対応策
- 金融機関が中小企業の経営者に個人保証を求める主な理由には、
 - 1)経営者に対しての規律付け
 - 2) 個人資産による中小企業の信用補完と保全強化
 - 3)中小企業と金融機関の情報の非対称性

がある。これらの構造的な課題が代替できる新たな融資慣行や取組が必要である。

- 一概には、「停止条件付保証契約」等の保証・担保に依存しない新たな融資慣行や手法の普及が望まれるものの、個人保証に比べると、コベナンツを付けた後の中小企業に対するモニタリングコスト等が課題になってくる。
- こうした課題を解決するため、今後地域経済において、これらを収益機会として捉えるリレーションシップバンキングの取組みがますます重要となる。そのためには、
 - 1)「中小企業施策を活用し、支援機関と金融機関との連携によって、中小企業に対する金融機関の経営支援の取組みを政策的に補完していく仕組み」
 - 2)「金融機関がよりリレーションシップバンキングの取組みを進めていくためのインセン ティブ付け(例えば金融上の支援措置)」

が必要である。

政策出口の検討②

中小企業の事業再生局面において、個人保証の問題を解決する仕組みは現状存在せず、予見可能性を高め、早期事業再生を促す意味でも、早期に対応策を整えることが必要である。

• 個人保証の出口論における課題と対応策

- 出口局面における個人保証の課題は、
 - 1)個人保証債務の履行を求める場合の基準が不明確であること
 - 2)法人の主債務に比べて、個人保証債務の履行について複数債権者間の調整プロセス が存在しないこと
 - 3)個人保証債務履行後の残債務の処理が困難であること
 - 4)法人に対する主債務と代表者に対する個人保証債務が一体的に解決が図られないこと

に集約される。

- これらの対応策として、
 - 1) 個人保証処理プロセスを規定したガイドラインの整備
 - 2)無税償却における保証債務履行基準の明確化
 - 3)法人の民事再生と個人の民事再生を同時一体的に行えるような運用の普及
 - 4) 小規模個人再生制度の対象拡大

等が考えられる。

政策出口の検討③

研究会においては、解決策の中で「中小企業再生ガイドライン(仮称)」の創設が最も支持が多かった。具体的な内容について、審議会立ちあげを検討していきたい。

- 個人保証の出口論における課題と対応策
- とりわけ、個人保証処理プロセスを規定したガイドラインの整備には、委員からの賛同が多い。例えば、個人保証債務をどのように取り扱うべきかというガイドラインを設け、
- □ 法人債務との一体的処理
- □ 個人保証債務の履行基準
- □ 保証債権の調整プロセス
- □ 保証債務履行時における税務の取扱 等について規定することが考えられる。また、中小企業の事業再生に特化した形で、
- □ 中小企業者の事業再生局面における経営者の交代の在り方
- □ 信用保証協会の求償権債務の取扱い

等、法人債権にあわせて個人保証債権の調整プロセスも盛り込んだ、<u>中小企業の事業</u> 再生ガイドラインを設けることも考えられる。

中小企業サイドからの経営責任や保証債務履行のあり方に予見可能性を 持たせると同時に、金融機関サイドにも公平・公正なプロセスを提示し、税 のインセンティブを与えることで、早期事業再生が実現する。